

「レイカディア滋賀プラン」(滋賀県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画) 改定素案に対して提出された意見・情報と意見に対する滋賀県の考え方について

平成20年12月24日(水)から平成21年1月23日(金)までの1か月間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「レイカディア滋賀プラン」(滋賀県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画)改定素案について、意見・情報の募集を行った結果、7名(団体)から65件の意見・情報が提出されました。

提出された意見・情報は、計画素案の内容と直接関係がないと考えられるものや、同じ内容のものも見られたため、これらをとりとまとめ、項目ごとに整理した40件について、考え方を示しました。

なお、とりまとめにあたり、提出された意見・情報は一部要約しております。また改定素案への直接的な意見でないものについては、県の考え方を示していませんが、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

【県民政策コメント制度に基づき提出された意見・情報の概要】

序章	計画の策定にあたって	1件
第1章	高齢者を取り巻く状況	4件
第2章	計画のめざすもの	9件
第3章	基本的な考え方と取り組みの重点的方向	9件
第4章	保健福祉サービスの状況	7件
第6章	健康長寿の促進と元気創造	5件
第7章	みんなで支える長寿社会の構築	2件
第8章	高齢者の尊厳の保持	1件
第9章	サービス基盤の整備	2件

40件

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報と意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
序章 計画の策定にあたって				
1	5	1 計画策定の趣旨	「誰もが住み慣れた地域で家族や友人とともに健康で生きがいをもって安心して暮らせる活力ある長寿社会」の実現とありますが、一人暮らしのお年寄りも多いことから、「一人でも生きがいをもって暮らせる社会とすべきと思いますが、どうでしょうか。」	該当箇所の記述には、一人暮らし高齢者のことも含めており、またできるだけ家族や友人とともに生きがいをもって暮らしていくことが大切と考えますので、素案のとおりとします。
第1章 高齢者を取り巻く状況				
2	14	2 高齢者の状況 (2) 要介護等高齢者の状況	「要介護等高齢者」という表現は適切ではないのではないですか。	要介護・要支援の認定を受けている高齢者という意味で使用していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、本文にあわせ「要介護等認定者」と改めます。 なお、巻末の「用語の解説」に「要介護等認定者」の定義をしております。
3	18	2 高齢者の状況 (3) 認知症高齢者の状況	「認知症高齢者」という表現は適切ではないのではないですか。	認知症状態にある高齢者を「認知症高齢者」と表現し、認知症高齢者対策を推進していくこととしています。
4	20	2 高齢者の状況 (5) 高齢者の生活の状況	老人クラブの加入率について、老人クラブの加入者は60歳以上の者であるため、60歳以上の人口に対する割合で表示すべきではないですか。	老人クラブには60歳から64歳までの加入者もおられますが、近年の雇用における定年の延長などにより、65歳未満の加入者は減少してきていることを踏まえ、65歳以上人口に対する割合を記載しています。
5	24	4 社会の変化 (4) ボランティア活動やNPO活動の活性化	「NPO法人の認証数は着実に増加しており、平成11年度に12法人であったものが平成19年度末には391法人となり、」と記述されていますが、11年度と現在を比較して着実に増加しているというのは、近年は伸び悩みの傾向であることから無理があるのではないのでしょうか。 また、「NPO活動全体の広がりを示すものとなっています」という記述については、NPO活動の広がりが、プランの推進上、何に資することなのかを記載したほうが、理解しやすいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正後】 滋賀県においては、 <u>NPO法人の認証数は、平成11年度に12法人であったものが平成19年度末には391法人となり、法人数の増加は任意団体を含むNPO活動全体の広がりを示すものとなっています。</u> <u>高齢者自らが積極的に社会参加を行い、生き生きと暮らせるよう、また、県民、事業者、市町、県等との協働・連携によりみんなで高齢者を共に支え合えるよう、ボランティア活動やNPO活動が今後も引き続き活発に展開され、超高齢社会において大きな役割を担っていくことが期待されます。</u>
第2章 計画のめざすもの				
6	27	2 基本目標 (1) 「元気で活動的な85歳」への仕組みづくり	「健康寿命の延伸と生活の質の向上に向けた健康長寿社会をめざす」とありますが、「健康寿命の延伸」と「健康長寿社会」は同じ事ではないのでしょうか。また、健康寿命とは認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間のことと思いますが、何らかの定義が必要ではないのでしょうか。	「健康寿命」については、巻末の「用語の解説」において説明していますが、平均寿命が長くても健康である期間が短ければ真に健康で長寿とは言えないことから、健康で自立した期間に着目した平均寿命として、「健康寿命」という言葉を使用しています。そして、県民一人ひとりの「健康寿命」を延ばすことによって、県民全体がいつまでも元気な「健康長寿社会」を目指すこととしています。

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報と意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
7	27	2 基本目標 (3) 人が生き・活かされる社会づくり (4) 支え合いともに築き上げる理想郷づくり	「レイカディアは、人が生き・活かされるための理想郷です。」というのが唐突に出てきて何か不自然に思います。「レイカディアの担い手は県民すべてです。」も同様です。	ご意見の趣旨を踏まえ、「1 基本理念」に次の文章を追加します。 【修正後】 レイカディアとは、…「湖の理想郷」を意味します。 本県が掲げてきたレイカディア構想では、人が生き・活かされる理想郷「レイカディア」を県民すべてが担い手となり、助け合い共に築き上げることをめざしています。
8	28	3 元気創造滋賀モデル	元気創造滋賀モデルについて、本県がレイカディア構想を推進する中でこれまで培った取り組みを活かすのと、「それを発展させた福祉滋賀の取り組み」とはどういう関係になっているのか。そして「元気創造滋賀モデル」の構築とは、この2つのどちらなのでしょう。	「これまで培った取り組みを活かして発展させた福祉しがの取り組み」ということを言っており、これを「元気創造滋賀モデル」として構築するということです。
9	28	3 元気創造滋賀モデル	全体として、元気で活動的な85歳を目指すことがひとつのキーワードになっているように思いますが、「85歳」という具体的な年齢設定には疑問が感じられます。人間の寿命を行政が設定すること、これ以上の高齢者はもういいと言っているように思えます。	本県の平均寿命は、平成17年時点で男性79.6歳、女性86.17歳となっており、今後もさらに延びることが予想されますが、健康で自立した期間である「健康寿命」は65歳の男性16.70年、女性20.38年と試算されています。この健康寿命を延ばすことを象徴的に「元気で活動的な85歳を目指す」とここでは表現しています。
10	29	3 元気創造滋賀モデル	「豊熟シニア」という表現に違和感を持ちます。「生き方」を「シニア」というのもどうかと感じます。	「個性や主体性によって豊かで充実した高齢期を過ごしている高齢者のライフスタイル等」の名称について、本プランを平成18年に策定する時に県民に公募して選考したものであり、今回の改定においても継続して使用します。
11	29	3 元気創造滋賀モデル	「たとえ介護を必要とする生活となっても後ろ向きにとらえずそれを自然な状態として前向きにとらえる高齢者のライフスタイル」とありますが、これは心の持ち方であって行動形態としての「ライフスタイル」のことではないのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正後】 「豊熟シニア」 ・年齢によって…豊かで充実した高齢期を過ごしている高齢者のライフスタイル ・たとえ介護を必要とする生活となっても後ろ向きにとらえずそれを自然な状態として前向きにとらえて暮らす高齢者のライフスタイル
12	29	3 元気創造滋賀モデル	「21世紀型地域づくり」と出てきますが、21世紀型とは何でしょうか。	「21世紀型地域づくり」とは、介護保険制度など既存の制度の枠組みだけで介護・福祉ニーズに対応するのではなく、様々な対象への多様なサポートを、制度外のサービス(インフォーマルサービス)の充実や地域の支えあいも含めた様々な資源を活用する創意工夫の中で進め、地域の福祉力を向上させる取り組みのことであり、巻末の「用語の解説」に説明を追加します。

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報と意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
13	29	4 3つの指標	3つの指標を設定されることは、大変いいことだと思いますが、指標と目標値の違いは何でしょうか。すべて指標ということにすればどうでしょうか。	「介護サービス等整備目標値」は、介護保険法第118条第2項に規定する都道府県が介護保険事業支援計画に定めるべき「介護給付等対象サービスの量の見込み」等のことであり、他の2つの指標は、取り組みの成果を評価するために本県独自に定めたものであり、「レイカディア指標」と「ともに目指そう指標」という名称にしています。
14	30	ともに目指そう指標	誰とともに目指すのでしょうか。「目標指標」でいいのではないですか。	「ともに目指そう指標」は、県民、事業者、市町、県等の協働・連携による取り組みの成果を評価するため、平成23年度を目標とする指標として設定しています。
第3章 基本的な考え方と取り組みの重点的方向				
15	31	1 基本的な考え方	「超高齢社会の到来は、様々な分野でのひずみや問題を生じさせる結果となります」とありますが、到来が結果とはどういことでしょうか。結果ではなく「誘因のひとつ」ではないでしょうか。	ご意見のとおり修正します。 【修正後】 ...様々な分野でのひずみや問題を生じさせる誘因のひとつとなります。
16	31	1 基本的な考え方 (1)自立への取り組み	「...介護が必要にならず、介護や支援が必要になっても...」という表現はおかしいのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正後】 高齢者をはじめすべての人が介護を必要とせず、また、仮に介護や支援が必要になったとしても、いろいろな社会的資源を活用しながら、...
17	31	1 基本的な考え方 (1)自立への取り組み	「自立への取り組み」で、「自らの力で生活を維持・展開していくこと」が「基本的な条件」とし、「重要な基盤」とすることは奇異に思えます。むしろ、「自らの力で生活を維持・展開して」いけるような社会づくりや取り組みこそが、条件であり基盤なのではないでしょうか。	ここでは、高齢者をはじめすべての人が自らの力で生活を維持・展開していくことが重要であるということを言っており、それを支える社会づくりや取り組みのことは、(3)セーフティネットの構築のところ記述しておりますので、素案のとおりとします。
18	31	1 基本的な考え方 (1)自立への取り組み	「自助、共助、公助、商助の役割分担の中で推進」とありますが、基本理念においては、これらの「均衡あるバランスの中で」とありました。役割を設定すること、バランスを保つことの相違がよくつかめません。	基本理念に述べている「均衡あるバランスの中で創り上げる」ことは、ここでは同じ趣旨で「役割分担の中で推進すること」という表現をしています。
19	32	1 基本的な考え方 (2)社会参加の仕組みづくり	「高齢者は社会からの引退者でもなければ、すべてが社会的弱者であるわけでもありません。高齢者を一律に援助の対象としてとらえるのではなく社会を構成する重要な一員として、豊かな人間性と能力をもって積極的に社会参加をしていく者としてとらえることが大切であり」とありますが、これは当然のことであり、敢えて記載する必要性はあるのでしょうか。	すべての県民が何歳になっても自らが“人生の主演”と感じられる健康長寿社会を創り上げていくという基本理念の実現のために、高齢者を「社会を構成する重要な一員として積極的に社会参加をしていく者」としてとらえることが重要であるので、改めて確認する意味で記述しています。

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報と意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
20	33	1 基本的な考え方 (3) セーフティネットの構築	セーフティネットの構築で、「個人では解決できない様々な問題を解決することは…」とありますが、個人で解決できない問題を解決する主体は誰でしょうか。	県民、事業者、市町、県等あらゆる主体が手を携えて解決していかなければならないと考えており、ご意見の趣旨を踏まえ次のとおり修正します。 【修正後】 高齢期において発生する…個人では解決できない様々な問題を県民、事業者、市町、県等がともに手を携え解決することは、…重要です。
21	35	2 取り組みの重点的方向 (3) 高齢者の尊厳の保持	「要介護等の約半数は認知症の影響が見られ」とありますが、「認知症の影響」とはどういうことでしょうか。また、「高齢化に伴って今後一層の増加が予想されています」とは、何が増加するのでしょうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正後】 高齢化に伴って認知症高齢者が今後一層増加することが予想されています。
22	35	2 取り組みの重点的方向 (3) 高齢者の尊厳の保持	課題の中で、「高齢者虐待防止法も踏まえ、高齢者が個人として尊重され、その人らしく暮らしていくための支援が求められています」としているが、そのためのひとつとして、養護者の負担の軽減等による支援が求められています。そのことの記述が欠落しているのではないのでしょうか。また、この点から考えれば、高齢者虐待防止法は正式名称で記載すべきではないのでしょうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり一部修正します。なお、「高齢者虐待防止法」の正式名称は巻末の「用語の解説」に記載しておりますので、ここでは通称名を使わせていただきます。 【修正後】 高齢者虐待防止法も踏まえ、高齢者が個人として尊重され、その人らしく暮らしていくための支援とともに、養護者の負担の軽減を図る等の支援が求められています。
23	36	2 取り組みの重点的方向 (3) 高齢者の尊厳の保持	家族に対する支援体制の整備は、認知症高齢者だけではありません。見出しである「高齢者の尊厳の保持」のための基本方向が真に記述されていないのではないのでしょうか。	ご意見のとおり、家族に対する支援体制は認知症高齢者に限ったものではありませんが、ここでは、「認知症高齢者対策」の例示として「認知症高齢者とその家族に対する支援体制の整備」を取り上げていますので、素案のとおりとします。
第4章 保健福祉サービスの状況				
24	52	3 家庭での介護環境整備の支援 地域支援事業	地域支援事業に対する記述が少ないと思います。市町の地域支援事業について、どのように評価しているかの記述が欲しいです。	ご意見の趣旨を踏まえ、次の文章を追加します。 【追加】 市町においては、高齢者のニーズや生活実態に基いた総合的な判断に基づき、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう事業を実施することが求められています。
25	53	3 家庭での介護環境整備の支援 住民参加の福祉サービス	介護保険サービス(公助)の中に、住民による支え合い(共助)が入っている。全体として、自助、公助、共助の整理をしていることから、「4 施設の整備」と「5 相談・情報の提供等」の間に別項目として記載するのが適切と考えます。	「家庭での介護環境整備の支援」の項目では、介護保険サービスだけでなく、在宅での介護を支える様々なサービスについて記述しており、「住民参加の福祉サービス」についてもここに整理しています。
26	53	3 家庭での介護環境整備の支援 住民参加の福祉サービス	老人クラブにおいても地域支え合い事業として「ふれあいサロン」が実施されているので、「老人クラブにおいても地域支え合い事業として「ふれあいサロン」を実施しており」という文章を追記してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正後】 農業協同組合や老人クラブにおいても「ふれあいサロン」等を実施し、…

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報と意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
27	53	3 家庭での介護環境整備の支援 住民参加の福祉サービス	「住民参加の福祉サービス」のうち、後段2項目(ボランティアセンターの取り組み、住民参加のより活発な福祉活動の展開)については、文中にある「高齢者を地域全体で支える仕組みづくり」のためであり、ここではなく、第7章1の(2)ともに支え合う地域コミュニティづくりに位置づける方が適切と考えます。	本項目は、「第4章保健福祉サービスの状況」の1項目として、住民参加の福祉サービスのこれまでの実施状況および今後の課題等について述べており、第7章は平成21年度から平成23年度までの「施策の方向」について記述していることから、素案のとおりとします。
28	57	4 施設の整備 有料老人ホーム	有料老人ホームについては、入居者が多額の負担をする場合があるので、経営の安定化、利便性、サービス水準の確保の観点などもう少し丁寧な記述が良いと思います。	有料老人ホームのサービス水準については、事業者が設定し利用者が選択するものであることから県がその内容等について具体的に指導するものではありませんが、有料老人ホーム設置の届出の協議の中で、サービス水準をある程度確保するような助言を行っております。ここでは、有料老人ホームの整備実績等について説明していますので、素案のとおりとします。
29	58	5 相談・情報の提供等 権利擁護センター	高齢者総合相談センターの廃止の理由と廃止後の対応も記述すべきであり、次のとおり修正してはどうか。 【修正案】 ・なお、平成18年4月の改正介護保険法の施行により、市町の地域包括支援センターが一次相談窓口となったことなどにより、同様の機能を持つ滋賀県高齢者総合相談センターは平成19年度末で廃止され、権利擁護の相談と支援に特化することになりました。	地域包括支援センターは、改正介護保険法により高齢者の総合相談や権利擁護を実施する機関として位置づけられました。よって、同様の機能をもつ高齢者総合相談センターは、廃止することとしたものです。なお、改正介護保険法では、地域包括支援センターは、単なる一次相談窓口の機能に留まるものではなく、権利侵害事例の個別支援に至るまでの包括的な支援機能をもっており、素案のとおりとします。
30	59	5 相談・情報の提供等 地域福祉権利擁護事業	次のように修正してはどうでしょうか。 【修正前】 ・判断能力が不十分な高齢者が地域で暮らせるよう、... 【修正後】 ・判断能力が不十分でも、高齢者が地域で暮らせるよう、...	地域福祉権利擁護事業は、判断能力が不十分な方を対象としていることから、素案のとおりとします。
第6章 健康長寿の促進と元気創造				
31	72	1 生きがいづくりの推進 (2) 高齢者組織と人財育成	魅力ある老人クラブづくりが求められることから、老人クラブに関わる施策の方向について、高齢者のニーズを十分把握した活動および役割を展開することにより魅力ある老人クラブとなるよう支援の充実・強化することが求められるのではないのでしょうか。	本文中「高齢者が長年にわたって培った経験、知識、技能等を様々な地域活動の中で生かすことができるよう」にすることが魅力ある老人クラブづくりと考えており、そのために県として支援していくことを記述しています。
32	80	3 県民主導の介護予防の推進	「介護予防に関わる人財の育成」を具体的に「介護予防リーダーの養成」に修正してはどうか。	市町職員等広く介護予防に携わるすべての人財の育成を進めることとしていることから、素案のとおりとします。
33	81	3 県民主導の介護予防の推進	「介護予防の担い手となる仕組みづくりを進めます」を具体的に「市町社協や老人クラブ、介護予防支援事業所等介護予防の担い手となる関係機関との連携を進めます」に修正してはどうか。	該当箇所は、元気な高齢者が自分自身の介護予防に取り組むのとあわせて、その元気な高齢者が介護予防の担い手として虚弱な高齢者の支援を行うことを述べているので、素案のとおりとします。

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報と意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
34	81	ともに目指そう指標	生きがいづくりの推進をはかる指標として、県社会福祉協議会が登録している「高齢者を中心とした社会活動グループ数」では狭いので、国が行う社会生活基本調査での「高齢者の地域活動参加率」のようなもののほうが良いのではないのでしょうか。	社会生活基本調査は、5年に一度実施される指定統計調査であり、次回は平成23年10月の実施となるため、本プランの実施計画期間中の取り組みの成果を評価する指標とすることが難しいことから、各年度の数値が把握できる「高齢者を中心とした社会活動グループ数」を指標としたものです。
35	81	ともに目指そう指標	ともに目指そう指標 特定高齢者施策に参加した高齢者数について、平成23年度目標3,500人の根拠が不明です。	これまでの特定高齢者施策への参加者数の伸びを勘案し、平成19年度の特定高齢者施策への参加者1,748人の約2倍を3年後の目標数値としたものです。
第7章 みんなで支える長寿社会の構築				
36	89	3 生活環境の整備 (3) 安全な生活環境の整備 3)防災・減災の推進	防災・減災の推進に関して、「福祉避難所」の指定や設置・運営についても記載を要するのではないのでしょうか。 また、災害発生直後の対応だけでなく、復旧期や復興期における対応(避難所での配慮や在宅者の生活支援など)も記載すべきではないのでしょうか。	市町は災害時要援護者避難支援プランの策定を進めているところであり、この支援プランに福祉避難所の指定や避難所での支援について記載するようになっていきます。このことを踏まえ、記述を次のように修正します。 【素案】 高齢者等の要援護者に対する、災害時の安否確認、避難誘導など、個人情報の取扱いに理解、合意を得ての自治会等地域における見守り・支え合いの体制づくりや福祉マップづくりなどの取り組みを促進します。 【修正後】 市町において災害時要援護者避難支援プランを策定し、高齢者等災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難生活支援など、個人情報の取扱いに配慮しつつ自治会等地域における見守り・支え合いの体制づくりを推進するとともに福祉マップづくりなどの取り組みを促進します。
37	89	3 生活環境の整備 (3) 安全な生活環境の整備 3)防災・減災の推進	減災の取り組みは養護老人ホーム等でも必要であるため、次のように修正してはどうでしょうか。 また、各事業所による自主点検だけでなく、事業所間での減災の取り組みや支援体制づくりが必要であるとともに、ケアマネ等専門職員の災害時対応の学習機会が全くないが、促進していく必要があるのではないのでしょうか。 【素案】 介護保険施設・指定事業所における減災のためのマニュアル作成を促進し、減災に向けた実効ある自主点検を促します。 【修正案】 介護保険施設・指定事業所等における減災のためのマニュアル作成を促進し、減災に向けた実効ある自主点検を促します。	災害時要援護者となる高齢者の安否確認や支援策等については、各市町の地域防災計画や災害時要援護者避難支援プランに盛り込むこととされているところであり、各市町によって支援策、方法等が異なることから、それぞれの地域の実情にあった対応が必要と考えます。県としては、介護保険施設・指定事業所等に対し減災マニュアルの作成を促すことにより、災害時対応の周知を図っていくとしています。 なお、養護老人ホーム等の社会福祉施設においても減災の取り組みは必要であるので、これについてはご提案どおり修正します。

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報と意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
第8章 高齢者の尊厳の保持				
38	94	2 権利擁護の取り組みの推進 (2) 権利擁護相談の充実	成年後見制度の運用には、第三者後見として市民後見人や法人後見が必要となっています。単に「人材の育成」ではなく、具体的に記述すべきです。	県の役割としては、「高齢者成年後見支援センター」を指定し、成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政をはじめとする保健福祉関係者への技術的助言および人材育成の支援を行っていることから、素案のとおりとします。
第9章 サービス基盤の整備				
39	96	1 サービス提供体制の整備	介護保険施設等の個室ユニットケア施設の整備の推進に関して、サービス提供体制の確実な充実を図るためには、個室ユニットケアの整備にのみ偏ることなく、新設特別養護老人ホーム設置時の補助等への要件緩和が望まれます。	施設の居住環境の改善や入居者の尊厳を重視したケアの実現という観点から、個室ユニットケア型施設の整備を推進しています。従来型施設の整備に対する要望もあることは承知していますが、プランの中でも個室ユニットケア型施設の整備について目標設定もしていることから、素案のままとします。
40	103 104 105 106 110	1 サービス提供体制の整備 (1) 介護保険のサービス 地域密着型サービス	地域密着型サービスについて、「市町において計画的な整備が図れるよう支援します」とされていますが、具体的にはどのような支援を行うのですか。	地域密着型サービスサービス開設予定事業者への助言を行うとともに、認知症介護サービス事業者研修や認知症対応型サービス事業管理者研修の実施等により、市町と連携しながら地域密着型サービスが円滑に整備できるよう支援していきます。

「役所ことば」改善の観点から、県政モニターの方々に意見を求め、その意見に基づき修正等を行ったもの

番号	頁	行	意見に基づいた修正内容
1	5	10	「活力あるものとするためレイカディア構想を」 「活力あるものとするため、レイカディア構想を」
2	17		図1 - 4の文字、数字を大きくしました。
3	21	4	「 <u>取り組み等についての</u> 県民意識について」 「 <u>取り組み等に関する</u> 県民意識について」
4	24	3	「 <u>…市町において課題解決を完結する体制を確保する</u> 」 「 <u>…市町において課題を解決できる体制を整える</u> 」
5	26	13	「 <u>果敢に</u> 取り組んでいきたい」 「 <u>積極的に</u> 取り組んでいきたい」
6	27	22	「 <u>支え合い</u> とともに築きあげる」 「 <u>支え合い、</u> ともに築きあげる」
7	29	26	「2015年の将来像を示す指標」 「平成27年(2015年)の将来像を示す指標」
8	39	6	「ふまえ」 「踏まえ」
9	55 56 57		表4 - 23、27、30について、空欄部分に0を入れました。
10	76	10	「成人の80%以上が罹患している」 「成人の80%以上が <u>かかっている</u> 」
11	77	9	「QOL」 「QOL(生活の質)」
12	77	19	「提供体制の構築」 「提供体制の整備」
13	80	24	「介護予防情報提供システムを構築します」 「介護予防情報提供システムを <u>築きます</u> 」
14	87	16	「施設管理者の意識の醸成」 「施設管理者の <u>理解と意識向上</u> 」
15	93	16	「QOL」 「QOL(生活の質)」
16	76	27	用語の解説に次の「精度管理」を追加しました。 精度管理 健(検)診の検査技術やその判定方法等の水準を高く一定に保つためには、その信頼性を検証し、問題を見つけ、それを改善するシステムが必要である。これらを総称して「精度管理」と呼ぶ。
17	その他		付表・付図について、本文中の表記を「(付表× - ××)」から「(P____付表× - ××)」に変更しました。
18	概要		「要介護等認定率(第1号被保険者) H19 15.1%」 「要介護等認定率(第1号被保険者) H15 14.0% H19 15.1%」